

第四十八回国 参議院農林水産委員会會議録第十五号

昭和四十年四月二日(金曜日)

午後七時六分開会

委員の異動

四月二日

辞任

坪山 徳弥君
藤野 繁雄君

補欠選任

後藤 義隆君
梶原 茂嘉君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

仲原 善一君

田中 啓一君

森 八三二君

山崎 齊君

青田源太郎君

梶原 茂嘉君

北口 龍徳君

小林 篤一君

後藤 義隆君

温水 三郎君

野知 浩之君

堀本 宜実君

森部 隆輔君

赤城 宗徳君

農林大臣

政府委員

農林大臣官房長

農林省農林経済局長

事務局側

常任委員会専門員

中西 一郎君

久宗 高君

宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○食料品総合小売市場管理法案(第四十六回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を開きます。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日付をもって、委員坪山徳弥君、藤野繁雄君が辞任され、その補欠として後藤義隆君、梶原茂嘉君が委員に選任されました。

○委員長(仲原善一君) 食料品総合小売市場管理法案を議題とし、引き続き質疑を行なうことにいたします。

御質疑のおありの方は、御発言をお願いいたします。別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見のある方は、討論中にお述べを願います。

○森八三二君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております食料品総合小売市場管理法案について、本法案の成立がおくれたに伴い、必要な条文の整理を行なうため、附則の規定に対して、次の修正案を提案し、修正部分を除く原案に賛成するものであります。修正案を朗読いたします。

食料品総合小売市場管理法案に対する修正案

食料品総合小売市場管理法の一部を次のように修正する。

附則第八条中「昭和四十年三月三十一日」を

「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則第十二条及び第十三条を次のように改める。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

食料品総合小売市場管理法
合小売市場管理会
(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中首都高速度道路公団の項の次に次のように加える。

食料品総合小売市場管理法
合小売市場管理会
(昭和四十年法律第 号)

以上であります。

この際若干の希望を申し添えておきたいと思っております。

この法案は、第四十六国会に政府から提案されまして、衆議院では全会一致をもちまして通過し、本院に付託をせられた案件であります。自來本院におきましては、四十六通常国会、四十七臨時国会、さらにただいまの四十八通常国会と、三国会にわたりました。おそろしく私どもの記憶には、かのごとく長時間にわたりました。きわめて熱心に、慎重に審議をいたしましたことは異例であったと思っております。論議は相当詳細に尽くされたと思っております。

誤解であるとは存じますが、管理会という名称から発する感じが、いかにも官僚統制の再現というふうなことになるのではないかと、このことを、関係の諸君の中には強く主張されておられる方もあります。累次にわたる政府当局説明によりまして、決してさような意味を持つものでないということをはきわめて明確になっておりますけれども、いままなお一部にはそういう危惧の念を持って誤解の発する論議が行なわれておることにも受け取れる節がございましては、質疑を通して、大臣、政府当局口をそろえてきわめて明確にお答えを願っておりますように、官僚統制というようなこと懸念が起きませんように、運営上の問題につきましては、周到な注意を払って最善を期していただきたいと思います。

なお、生鮮食料品の価格の安定を期するということは、国家の最大の要請でありまして、ひとしく国民全体が熱望をいたしておるところであり、政府におきましても重要な施策として非常な努力を払って、その目的の達成のために日夜御苦心を願っておりますことは、私どもよく承知をいたしておりますし、感謝もいたしておるところであります。その一環として本法が提案せられたのであります。この法律の趣旨を十二分に達成いたしますためには、何といたしまして、その根底をなします生産の安定ということが基礎であらうと思っております。いままでも各種の政策を講じまして、生産の安定については、鋭意御努力を願っております。生産の安定については、いずれも生鮮食料品は人為だけではいかんとしがたい自然の条件の支配を受けるということが非常に強いことと思っておりますけれども、生産の安定という点につきましては、さらに一段とごくふうをいた

きまして、この国民的な要請が十分に達成できま
すように、なおかつこの管理法に基づきます
る総合小売市場が十二分にその機能を果たし得
ますような基礎的な問題として、さらに一段の
御精進をいただきたいという点が第二点でござい
ます。

さらに申し添えたいことは、今回の施策は、モ
デルをつくり出すことによつて、流通機構に合理
的な政府の指針を与えようというところにねらい
があるわけでありまして、おそらく関係する業界の
諸君も、現状でよろしいと理解しておる人はな
いわけでありまして、何とか時世の進運に伴う流
通機構の整備には邁進をいたしたいというよう
な情熱を持っておると思ひます。そこで、この市
場が成果を發揮いたしますれば、それにならうと
いう行為は、沛然として起きてこようと思つた
あります。その際に、何とかいたしましたも零細な
中小企業の諸君のごときでございますので、目的に
向かつて流通機構を整備するという段階に入りま
すれば、資金の問題が一番大きなネックの点であ
らうと思ひます。このことにつきましても、すで
に政府におきましては、そういふような情熱を燃
やして立ち上がるという諸君に對しましては、高
度化資金とか、近代化資金等を準備して待ち受
けておるといふかっこうにはなっておりまして、
いかといふようなことを心配しておる向きはな
らうと思ひます。流通機構の整備改善に立ち上
がったという際には、それに要する資金につきま
して十分な配慮、援助ができませんよなことに
ついて、遺憾なきを期していただきたい。そ
ういたしますれば、本法の制定にいろいろ疑念
を持っておりますが、如実に実現されるという
ことになりまして、いろいろ問題をばらんでお
りまする本法につきましても、ひとり消費者の
関係だけになしに、流通機構の担当者におき
ましても、非常に明るい見通しに立ち得ると思
ひます。そういうような

資金の配慮ということにつきましても、十二分
の親切な扱いができませんよに、御高配を願
い、措置をされたいというのを希望として申
述べまして、本法の賛成意見、修正意見を終
わけてあります。

○委員長(中原善一君) 他に御意見もなければ、
これにて討論は終局したものと認めて御異議ござ
いせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中原善一君) 御異議ないものと認めま
す。

これより食料品総合小売市場管理法法案につ
いて採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中原善一君) 全会一致でございます。
よつて、修正部分を除いた修正案は可決されまし
た。よつて、本案は全会一致を以て修正議決す
べきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中原善一君) 全会一致でございます。
よつて、修正部分を除いた修正案は可決されまし
た。よつて、本案は全会一致を以て修正議決す
べきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中原善一君) 御異議ないものと認め、
本日は、これをもって散会いたします。

午後七時十九分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月十日)
一、山村振興法案(衆) (予備審査のための付託
は同日)

山村振興法案
山村振興法

(目的) この法律は、山村における産業基盤及び
生活環境の整備等が他の地域に比較して低位に
ある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかに
するとともに、山村振興に関する計画の作成
及びこれに基づく事業の円滑な実施に關し必要
な措置を講ずることにより、山村における経済
力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて
地域格差の是正と国民経済の発展に寄与するこ
とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「山村」とは、林野面積
の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文
化的諸条件に恵まれず、産業の開發の程度が低
く、かつ、住民の生活文化水準が劣つてい
るものその他地域で政令で定める要件に該當す
るものをいう。

(山村振興の目標)

第三条 山村の振興は、国土総合開發法(昭和二
十五年法律第二百五号)の規定による国土総合
開發計画その他法令の規定による地域振興に關
する計画との調和が保たれるように考慮しつ
つ、山村における産業基盤及び生活環境の整備
等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従つ
て推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備
を図ることにより、山村その他の地域及び
山村内の交通通信連絡を發達させること。
二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造
成、電力施設の整備等を図ることにより、土
地、森林、水等の未利用資源を開発するこ
と。

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開

発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生
産の育成等を図ることにより、産業を振興
し、あわせて安定的な雇用に増大すること。
四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その
他の国土保全施設の整備等を図ることによ
り、水害、風害、雪害等の災害を防止するこ
と。

五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び
文化に關する施設の整備、生活改善、労働条
件の改善等を図ることにより、住民の福祉を
向上させること。

(国の施策)

第四条 国は、前条の目標を達成するため、山村
の振興のために必要な事業の実施に關し、国の
負担又は補助に係る事業に對する負担又は補助
についての条件の改善、地方公共団体の財源の
確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融
上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有
林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び
拡充に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、第三条の目標を達成す
るため、国の施策に準じて、山村の振興のため
に必要な事業が円滑に実施されるように努めな
ければならない。

(調査)

第六条 政府は、振興山村の指定、振興山村に係
る山村振興に關する計画の承認及び振興山村に
係る山村振興に關する具体的方針の勧告のため
必要な調査を行なわなければならない。

2 前項の調査は、予算の範囲内において、振興
の緊要度が高いと認められる山村から順次行な
うものとする。

(振興山村の指定)

第七条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に
基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、山
村振興対策審議会の意見をきいて、山村振興に
關する計画を作成しこれに基づいてその振興を
図ることが必要かつ適當である山村を振興山村

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

として指定することができる。

2 都道府県知事は、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、農林大臣を通じて、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による振興山村の指定は、前条第一項の規定により行なう調査の結果に基づいてしなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

(山村振興計画)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に関する計画(以下「山村振興計画」という。)を作成し、農林大臣を通じて、内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された山村振興計画を承認しようとするときは、山村振興対策審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、山村振興計画を変更する場合について準用する。

(山村振興方針の勧告)

第九条 内閣総理大臣は、山村振興計画の作成に關し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、第三条の目標を達成するための当該振興山村に係る山村振興に関する具体的方針を定め、これを都道府県知事に勧告することができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の具体的方針の勧告について準用する。

(山村振興計画に基づく事業の助成等)

第十条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑

に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

(山村振興対策審議会)

第十一条 総理府に、附屬機関として、山村振興対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ

る。

4 審議会は、委員十五人以内で組織する。

5 委員は、第二項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命す

る。

6 委員は、非常勤とする。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和五十年三月三十一日限りその効力を失ふ。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

離島振興対策審議会	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
山村振興対策審議会	山村振興法(昭和四十年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

に改める。

4 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次のように加える。

ツ 山村振興法(昭和四十年法律第 号)

第九条に次の一号を加える。

十五 山村の振興に關すること。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十年年度において約三千万円の見込みである。

昭和四十年四月十四日印刷

昭和四十年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局